

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件 新旧対照表

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

新		旧	
種類	有効成分	種類	有効成分
催眠鎮静薬～吸入剤（略）		催眠鎮静薬～吸入剤（略）	
歯科口腔用薬	<u>1</u> アズレンスルホン酸ナトリウム	歯科口腔用薬	（新設）
	<u>2</u> ～ <u>4</u> （略）		<u>1</u> ～ <u>3</u> （略）
	<u>5</u> 炭酸水素ナトリウム		（新設）
	<u>6</u> ～ <u>7</u> （略）		<u>4</u> ～ <u>5</u> （略）
	<u>8</u> ポビドンヨード		（新設）
	<u>9</u> ～ <u>11</u> （略）		<u>6</u> ～ <u>8</u> （略）
胃腸薬	1 ～ 50 （略）	胃腸薬	1 ～ 50 （略）
	（削除）		<u>51</u> フェノバリン
	<u>51</u> ～ <u>57</u> （略）		<u>52</u> ～ <u>58</u> （略）

痔疾用薬（略）

外皮用薬 1～47（略）

48 薬用炭

49～51（略）

駆虫薬（略）

その他 1～37（略）

38 クコシ

39～47（略）

48 コウホン

49～83（略）

84 ジンギョウ

85～89（略）

90 センレンシ

91～113（略）

114 トチュウ

115 ドベツコウ

116～132（略）

133 ブシ。ただし、1個中

アコニチンとして 0.01mg

以下を含有する場合に限

痔疾用薬（略）

外皮用薬 1～47（略）

（新設）

48～50（略）

駆虫薬（略）

その他 1～37（略）

（新設）

38～46（略）

（新設）

47～81（略）

（新設）

82～86（略）

（新設）

87～109（略）

（新設）

（新設）

110～126（略）

（新設）

る。

134 ~ 154 (略)

155 硫酸アルミニウムカリ

ウム水和物

156 ~ 160 (略)

127 ~ 147 (略)

(新設)

148 ~ 152 (略)